

1. 名称
2. 目的、社会的役割、活動目標
3. 組織構造
4. 研究サイトネットワーク
5. 委員会、代表、執行部
6. 財務
7. 規約の改正
8. 規約の採択

(附記)

会計細則

代表選挙施行細則

JaLTER サイトの休止および解除、区分変更に関する細則

1. 名称

本ネットワークは日本長期生態学研究(Japan Long-Term Ecological Research)ネットワークと称する。略称を JaLTER とする。

2. 目的、社会的役割、活動目標

- JaLTER の目的は、人間社会的側面を含む生態学的研究に関する学際的な長期、大規模な調査・観測を推進することにより、社会に対して自然環境、生物多様性、生物生産、生態系サービスの保全や向上、持続可能性に寄与する適切な科学的知見を提供することである。また、JaLTER は国際長期生態学研究ネットワーク(International Long-Term Ecological Research Network)および ILTER 東アジア太平洋地域ネットワーク (ILTER East Asia and Pacific, ILTER-EAP) と密接に連携することを念頭におく。
- JaLTER の社会的役割は、日本における長期生態学研究やそのネットワーク研究を通じて、予測可能な生態学プロセスを理解し、適切な科学的情報を科学界、一般社会、政策決定者に提供することである。
- JaLTER の活動目標は、(1)学際的見地による長期、大規模な研究に基づいて一般的・普遍的な科学的知見を創出する、(2)公開型データベースを構築し、科学者や一般市民、政策決定者に対して、さまざまな環境問題や生態学研究の課題を解決するための情報交換や情報共有を促進する、(3)長期的かつ大規模な環境変動、生態系変動に関する教育活動を促進する、(4)長期生態研究者間での協力や協調を促進することである。

3. 組織構造

JaLTER は以下の組織構造を有するものとする。

- JaLTER 代表
- 研究サイトネットワーク
- 代表者委員会
- 運営委員会
- 情報管理委員会
- 科学委員会
- 執行部
- 特別委員会

4. 研究サイトネットワーク

4.1 定義

研究サイトネットワークは、JaLTER の目的、社会的役割、活動目標に賛同し、登録された研究サイトから構成される。研究サイトネットワークはコアサイトと準サイトを含む。

コアサイトは以下の条件を満たすこととする。

- JaLTER の目的、社会的役割、活動目標にもとづいた活動をする研究者あるいは研究者グループが存在すること。
- 長期的な安定的活動を保証するために、サイトが所属している組織長からの承認文書が存在すること。ここでいう組織とは研究所、研究センター、学科・学部に対応する組織あるいはその上位組織を指している。
- 代表者委員会・運営委員会委員を担当する研究者が存在すること。
- 情報管理委員会委員を担当する情報管理者が存在すること。
- 研究データの保管・共有についての方針やデータベース整備計画が存在すること。
- 学際的、長期的な生態学的調査や生態系観測が実施されていること。
- 国際長期生態学研究ネットワーク(International Long-Term Ecological Research: ILTER)から ILTER site としての要件を満たしていること。

準サイトは以下の条件を満たすこととする。

- JaLTER の目的、社会的役割、活動目標にもとづいた活動をする研究者あるいは研究者グループが存在すること。
- 代表者委員会委員を担当する研究者が存在すること。
- 研究データの保管・共有についての方針やデータベース整備計画が存在すること。

- 学際的、長期的な生態学的調査や生態系観測が実施されていること。

4.2 登録

コアサイトおよび準サイトとして登録されるためには、運営委員会で審議されたのち、代表者委員会において承認されなくてはならない。候補サイトの代表者は運営委員会の定める申請書および説明資料を、事前に定めた期日までに執行部に提出しなくてはならない。コアサイトに新規登録された際は、代表者委員会での承認から 1 年以内に ILTER サイト認定を受けるものとする。

4.3 登録の休止・解除

運営委員会による審議および代表者委員会での承認に基づき、研究サイトネットワークの登録を休止、解除（脱退および除名）できる。サイト登録解除に関する細則は運営委員会が取り決め、運用する。

4.4 登録区分の変更

運営委員会による審議および代表者委員会での承認に基づき、研究サイトネットワークの登録区分（コアサイトまたは準サイト）を変更できる。登録区分の変更に関する細則は運営委員会が取り決め、運用する。

4.5 活動報告

コアサイトおよび準サイトは各サイトでの活動報告について、運営委員会が定めた様式と方針に沿って報告しなくてはならない。

5. 委員会、代表、執行部

5.1 代表者委員会

5.1.1 構成：コアサイトおよび準サイトの代表者各 1 名から構成される。委員長は JaLTER 代表が兼務する。

5.1.2 役割：

- 予算・決算に関わる承認
- 活動計画の承認
- サイトネットワーク登録の承認
- JaLTER 代表、執行部、各委員会委員長の承認
- 情報交換や活動内容の検討
- 各種委員会からの報告および答申の受理
- 将来計画に関する意見交換

5.1.3 定足数：委任状を含む定員の過半数をもって定足数とする。

5.1.4 議決：規約に別に定めるもの以外の議案は、出席委員の過半数の賛成によって議決するものとする。会議を欠席する委員は事前に委任状を提出することで、議決権を委員長に委任することができる。

5.1.5 会議開催：毎年 1 回以上の会議を開催する。議題の準備ならびに会議開催に関する庶務については執行部が担当する。

5.2 運営委員会

5.2.1 構成：コアサイトの代表者各 1 名と JaLTER 代表が任命する 5 名以下の外部委員により構成される。JaLTER 代表が委員長を兼任する。

5.2.2 役割：

- サイトネットワーク登録、休止および解除の審議
- サイト登録、休止および解除に関する細則の指定
- 代表候補者の選出
- 代表者委員会での議案に関する事前審議・調整
- JaLTER の活動計画、適切な活動の遂行に関する検討
- 将来計画に関する検討
- 各委員会の適正運営に関する検討
- JaLTER 活動に関係する各種資料、情報の収集
- 各種学会・団体との連絡調整、予算獲得に関する検討

5.2.3 外部委員の任期：外部委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

5.2.4 定足数：委任状を含む定員の過半数をもって定足数とする。

5.2.5 会議開催：毎年 2 回以上の会議を開催する。議題の準備ならびに会議開催に関する庶務については執行部が担当する。

5.3 情報管理委員会

5.3.1 構成：コアサイトの情報管理者各 1 名および JaLTER 代表が任命する 5 名以下の外部委員により構成される。委員長は委員の互選によって候補者が選出され、代表者委員会が承認する。

5.3.2 役割：

- JaLTER における情報管理に関する実行計画の策定
- 情報管理に関するワークショップや技術研修の企画、実行支援
- データベース構築や情報管理に関する関連資料・情報の収集

5.3.3 外部委員の任期：外部委員の任期は二年間とし、再任を妨げない。

5.3.4 定足数：委任状を含む定員の過半数をもって定足数とする。

5.3.5 議決：規約に別に定めるもの以外の議案は、出席委員の過半数の賛成によって議決するものとする。会議を欠席する委員は事前に委任状を提出することで、議決権を委員長に委任することができる。

5.3.6 会議開催：毎年 1 回以上の会議を開催することとする。議題の準備ならびに会場手配など、会議開催に関する庶務については情報管理委員長の協力の下に執行部が担当する。

5.4 科学委員会

5.4.1 構成：科学委員は、執行部または科学委員会によって選出された若干名により構成され、代表者委員会が承認する。委員長は科学委員会の互選により候補者が選出され、代表者委員会が承認する。

5.4.2 役割：

- JaLTER における研究活動の推進に関する活動、実行計画の検討
- 国内外の関連研究動向の情報収集
- 関連研究ネットワークとの連携促進支援

5.4.3 委員の任期：原則として二年間とし、再任を妨げない。

5.4.4 会議開催：毎年 1 回以上の会議を開催する。議題の準備ならびに会議開催に関する庶務については科学委員会 委員長の協力の下に執行部が担当する。

5.5 JaLTER 代表

5.5.1 選出・任期：代表は 2 名の共同代表制とし、代表者委員、運営委員、情報管理委員、科学委員の互選によって定める。ただし、複数の委員を兼任している場合や複数のサイトの代表者を兼任している場合は、一人分の投票権を有するものとする。当選者は特別の事情のない限り、当選を拒否することができない。任期は、選挙結果が確認された代表者委員会の日に始まり、二年後の代表者委員会までとする。再任を妨げないが、1 期 2 年で最大 3 期（6 年）までとする。

5.5.2 辞任・罷免：代表は運営委員会に辞表を提出することで辞任することができる。また、代表者委員会委員の 3 分の 2 以上の議決をもって代表を罷免することができる。辞任あるいは罷免によって代表が不在の場合は、次の代表者委員会で代表が承認されるまでの期間について、運営委員会によって指名された臨時代表が代表の任務を遂行する。

5.5.3 役割・任務：

- JaLTER を代表し、会務を総括すること。
- 代表者委員会、運営委員会の委員長を務めること。
- 国際長期生態学研究ネットワーク（International Long-Term Ecological Research Network、

以下 ILTER) および ILTER 東アジア太平洋地域ネットワーク (ILTER East Asia and Pacific、ILTER-EAP) の活動に参加し、関連情報を JaLTER に共有すること。

- ILTER の Coordinating Committee に JaLTER 代表者として出席すること。

JaLTER 代表の任務の一部は、事務局長が代行することができる。ただし、その内容については運営委員会に報告しなければならない。

5.6 執行部

5.6.1 構成: 執行部は代表 2 名、情報管理委員長 1 名、科学委員長 1 名、事務局長 1 名、副事務局長 1 名、会計 1 名から構成される。

5.6.2 選出・任期: 代表については 5.5 による。事務局長は代表により選出され、代表者委員会で承認されなくてはならない。事務局長の任期は、承認を受けた代表者委員会の日に始まり、二年後の代表者委員会までとする。事務局長は連続して再任することはできない。副事務局長は事務局長の任期 2 年目に次期事務局長候補者として代表により選出され、事務局長を補佐する。会計は運営委員が推薦し、代表者委員会が承認する。会計の任期は二年間とし、連続しての再任は一度までとする。情報管理委員長は 5.3 による。科学委員長は 5.4 による。

5.6.3 罷免・辞任: 事務局長は運営委員会に辞表を提出することで辞任することができる。また、代表者委員会委員の 3 分の 2 以上の議決をもって執行部を罷免することができる。

5.6.4 役割:

- 代表者委員会、運営委員会、情報管理委員会の議題準備や会議開催に関わる庶務。
- コアサイト、準サイトからの活動報告書の取りまとめ。
- 外部評価に関わる書類の取りまとめ。
- ILTER や関連ネットワークへの窓口機能。
- 特別委員会に関すること。
- 会計の役割については 6.1 で別に定める。

5.7 特別委員会

代表は JaLTER 活動に関わる必要に応じて、不定期に特別委員会を設立し、招集することができる。特別委員会の任期や任務に関する詳細は執行部内で調整し、その内容は代表者委員会で承認されなくてはならない。

6. 財務

6.1 会計

JaLTER の経費は各サイトからの会費そのほかの収入をもってあてる。会費の徴収方法については、細則により別に定める。

6.2 会計年度

JaLTER 会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月末日に終る。

6.3 運営

経費については会計が管理、執行することとする。会計は毎年度、予算案と決算報告を作成して代表者委員会に提出するほか、各サイトへの会費請求とその管理を適切におこなう。予算案は代表者委員会での承認をもって成立する。決算内容は会計監査を経たのちに代表者委員会で承認されなくてはならない。予算成立後の執行に大きな変更が生じた場合の取扱いおよび会計監査については細則で別に定める。

6.4 寄付・補助金

本会に対する寄付または補助金などは代表者委員会の議を経て代表がこれを受けることができる。

7. 規約の改正

この規約は代表者委員会委員の 2/3 以上の賛成をもって改正することができる。

8. 規約の採択

この規約は代表者委員会委員の 2/3 以上の賛成によって採択されるものとする。

(附記)

この規約は 2006 年 11 月 30 日の JaLTER 代表者委員会において採択され、2006 年 12 月 1 日から施行された。なお、本規約はこの日本語版を正本とし、国際的対応のための参考として英語版を作成した。

2008 年 3 月 13 日 一部改正 (執行部: 構成)

2011 年 3 月 7 日 一部改正 (財務)

2013 年 3 月 4 日 一部改正 (科学委員会、執行部)

2017 年 4 月 17 日 一部改正 (研究サイトネットワーク; 委員会、代表、執行部; 財務)

2019 年 5 月 15 日 一部改正 (顧問委員会、活動報告、科学委員会、代表、執行部)

2020 年 1 月 1 日 一部改正 (会計細則)

2020 年 11 月 11 日 一部改正 (目的、社会的役割、活動目標、JaLTER 代表、執行部、代表選挙施行細則)

会計細則

本細則は JaLTER 規約 6.3 による財務運営に関する手続きを定める。

第 1 条

所在地は会計の住所におく。

第 2 条

会費は 1 サイト当たり、コアサイトは 10,000 円、準サイトは 5,000 円とする。ただし、複数のサイトを同じ代表者委員が兼任している場合には 1 サイトとみなし、コアサイトと準サイトで兼任の場合にはコアサイト 1 カ所に相当、準サイト同士で兼任の場合には準サイト 1 カ所に相当とする。1 年当たりの会費額の変更は代表者委員会の議を経て決定する。

第 3 条

各サイトは定められた会費を毎年 12 月末日までに会計が指定する方法で支払う。

第 4 条

会計監査は執行部外の会計監査人（1 名）による。

第 5 条

予算成立後、年度内に執行内容に大きな変更が必要になった場合は、執行部による審議により適切に対処し、決算報告の際に代表者委員会において経緯を説明するものとする。

付則

本細則は 2012 年 3 月 16 日より施行する。

2020 年 1 月 1 日 一部改正

=====

代表選挙施行細則

- 本細則は JaLTER 規約 5.5 による代表選出に関する手続きを定める。
- 選挙の施行に関する事務は事務局が管理する。
- 投票は前年度 12 月未までに完了しなければならない。代表は当年度 1 月未までに確定する。
- 一人につき 2 票を投じ、投票人数の過半数の票を得た者の内上位 2 名を当選者とする。
- 次の場合には決選投票を行う。

投票結果	決選投票の方法
過半数の票を得た者がいない。	上位 4 名（同列順位者がいればその者も加える）による決選投票。一人につき 2 票を投じ、上位 2 名を当選者とする。
過半数の票を得た者が 1 名。	それ以外の上位 2 名（同列順位者がいればその者も加える）で決戦投票。一人につき 1 票を投じ、上位 1 名を当選者とする。
過半数の票を得た者が 3 名で、1 位 3 名。	1 位 3 名による決選投票。一人につき 1 票を投じ、上位 2 名を当選者とする。
過半数の票を得た者が 3 名で、1 位 1 名、2 位 2 名。	2 位 2 名による決選投票。一人につき 1 票を投じ、上位 1 名を当選者とする。

- 決選投票で獲得票数が同数の場合には年長者を当選者とする。
- 一人につき 2 票を投じる際には、一人の候補者へ 2 票を投じることはできない。

付則

本細則は 2014 年 3 月 13 日より施行する。

2017 年 4 月 17 日 一部改正

2020 年 11 月 11 日 一部改正

=====

JaLTER サイトの休止および解除、区分変更に関する細則

第 1 条 サイトの休止

- ・ 災害や天変地異等、やむを得ぬ事由のために JaLTER の活動が行えない場合、運営委員会の定める様式で事務局に連絡した上で活動を休止することができる。休止サイトが活動を再開する場合は、別途書面（様式は任意）で連絡することで再開できる。
- ・ 休止期間中は会費の支払いを免除する（ただし休止となった当年度分の扱いについては運営委員会が審議・決定する）。

第 2 条 サイト登録解除

- ・ 登録解除には脱退、除名の 2 区分を設ける。定義は次の通り
 - 脱退： サイト側の自己都合による理由により登録をとりやめる場合
 - 除名： 運営委員会での審議により、登録サイトとして不適格であると認定された場合
- ・ 脱退を希望する場合は運営委員会の定める様式で事務局へ申請したのち、運営委員会での合議を経て、代表者委員会において出席委員（委任状提出委員を含む）の承認を受けなければならない。

- ・ 申請書は、当該する代表者委員会開催の 14 日前までの受付とする。
- ・ 5 年間続けて代表者委員会と運営委員会のいずれにも（コアサイトの場合；準サイトの場合は代表者委員会に；以下「会議」という）出席せずかつ委任状を提出していないサイトに対して、事務局から当該サイトの代表者委員宛てに連絡し、それに対して返答がなかった場合またはその翌年の会議に欠席した場合に、運営委員会で除名を含めその対応を検討する。
- ・ 各所属等のウェブサイト等に JaLTER サイトであることを表示している場合は、廃止の承認日から 3 か月以内に当該情報を削除するものとする。
- ・ 一度納めた会費は返納しない。ただし第 1 条で定める休止の場合はこの限りではない。
- ・ 登録を解除したサイトが再登録を希望する場合は、その経緯やサイトの継続性について説明した文書（様式は任意）を提出しなければならない。再登録にあたっての審査は新規登録に準じる。

第 3 条 サイト登録区分の変更

- ・ 準サイトからコアサイトへの区分変更についてはサイト登録申請に準じる。
- ・ 上記以外のケースについては、運営委員会で審議する。

付則

本細則は 2017 年 4 月 17 日より施行する。

2019 年 5 月 15 日 一部改正。